

○令和6年度 所定疾患施設療養費(肺炎・尿路感染・带状疱疹・蜂窩織炎・慢性心不全憎悪)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	治療日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
尿路感染症	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	治療日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
带状疱疹	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	治療日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
蜂窩織炎	人数	0	2	2	0	0	1	0	0	1	1	1	0
	治療日数	0	11	3	0	0	7	0	0	7	5	2	0
慢性心不全憎悪	人数	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0
	治療日数	0	0	3	0	0	0	0	0	7	0	0	0

算定条件

- ① 所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する7日間を限度とし、月1回に限り算定するものであって、1月に連続しない1日を7回算定することは認められないものであること。
- ② 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
- ③ 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次の通りであること。
- イ 肺炎 ロ 尿路感染症 ハ 带状疱疹(抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る)
- ニ 蜂窩織炎 ニ 慢性心不全憎悪
- ④ 算定する場合にあっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
- ⑤ 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。

介護老人保健施設さくらの丘